

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

告示

○都市計画の変更……………二

………（都市整備局都市づくり政策部開発企画課）……………二

○宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………二

………（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）……………二

○昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村

における東京都の事務処理の特例に関する条例第

二条の表十六の項イただし書の規定により指定す

る工場）の一部改正……………（環境局総務部環境政策課）……………二

○平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エ

ネルギー環境計画指針）の一部改正……………二

………（環境局気候変動対策部計画課）……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二

○クリーニング師の研修の指定……………三

………（保健医療局健康安全全部健康安全課）……………三

告示（選）

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……………三

告示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等……………三

公 告

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………（東京都選挙管理委員会）……………三

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………（同）……………三

○参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………三

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

別表第一避難所及び応急仮設住宅の供与の項中「三百五十円」を「三百六十円」に、「六百八十八万三千円」を

「七百八万九千円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「千三百三十円」を「千

三百九十円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇

円」に、「三二、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「四二、四

〇〇円」を「四三、五〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、六

〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、九〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「八九、三〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「五万一千五百円」を「五万三千九百円」に、「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に、「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同表学用品の給与の項中「五千二百円」を「五千五百円」に、「五千五百円」を「五千八百円」に、「六千円」を「六千三百円」に改め、同表埋葬の項中「二十二万六千円」を「二十三万二千二百円」に、「十八万八千円」を「十八万五千七百円」に改め、同表死体の処理の項中「三千六百円」を「三千七百円」に、「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七百四十号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年六月九日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都 追加する部分

市再生特別地区 千代田区丸の内二丁目、丸の内三

（丸の内伸通り 丁目及び有楽町一丁目各地内

南周辺地区）

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

場所 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

●東京都告示第七百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社タカキ

(二) 代表者氏名 代表取締役 高木 聡

(三) 主たる事務 東大和中央一丁目一番地五

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第四一一九七号

(五) 免許年月日 令和三年十一月六日

二 処分年月日 令和七年六月十九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第七百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社ハウスイノベーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 野口 翔平

(三) 主たる事務 足立区竹の塚一丁目三十七番十二号

所の所在地 小林岡田ビル一階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四九八四号

(五) 免許年月日 令和二年七月十日

二 処分年月日 令和七年六月十九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第七百四十三号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

表東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所の項工場の名称又は種類の欄中「東芝インフラシステムズ株式会社府中事業所」を「株式会社東芝府中事業所」に改め、同項設置者の欄中「東芝インフラシステムズ株式会社」を「株式会社東芝」に改める。

●東京都告示第七百四十四号

平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京都エネルギー環境計画指針）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

第一中「。以下「条列」という。」を削る。

第三 一(一)中「への電気の供給（2（3）を除き、以下単に「電気の供給」という。）」を「に供給した電気の発電」に改め、「温室効果ガスの量として、」を削る、「以下「CO₂排出量」という。」を「以下「未調整CO₂排出量」という。」と、「CO₂排出量には、」を「未調整CO₂排出量には、」と、「CO₂排出量に限らず、」を「CO₂排出量には、」と改める。

[illegible]

D 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「省令」という。）別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するため使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位） E 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール） F 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数（単位 トン／ギガジュール） G 再生可能エネルギーによる発電及び原子力発電に係るCO₂排出量であり、当該CO₂排出量は0とする。 H 次の式によって算定されるコージェネレーション発電によるCO₂排出量（単位 トン） $H = J \times K \times L \times \frac{M}{M+N}$ この式において、J、K、L、M及びNは、次の値を表すものとする。 J 省令別表第1の第2欄に掲げる燃料のうち、専ら発電の用に供するために使用したものの量（単位 同表の第3欄に掲げる単位） K 省令別表第1の第4欄に掲げる発熱量（単位 同表の第3欄に掲げる単位当たりのギガジュール） L 省令別表第1の第5欄に掲げる燃料の種類	ごとに定める係数に12分の44を乗じて得た数（単位 トン／ギガジュール） M 次の式によって算定される電気量（単位 メガジュール） $M = \text{発電した電気量（単位 キロワット時）} \times 3.6 \text{（単位 メガジュール／キロワット時）}$ N 次の式によって算定される有効利用した熱量の価値（単位 メガジュール） $N = \text{有効利用した熱量（単位 メガジュール）} \times (1/2.17)$ I 未利用エネルギー等（これまで利用されていなかったエネルギー又は副生ガスとして別表に掲げるエネルギーをいう。以下同じ。）を利用した発電によるCO₂排出量（単位 トン）であり、生産工程におけるエネルギーフローを示す資料、未利用エネルギー等を利用した発電システム等の資料を提示した上で、知事と協議し、算定方法を決定する。 ウ ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量 エ ア又はイ以外の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、イに掲げる方法と同様とする。ただし、当該方法によるCO₂排出量の算定の基となる情報の一部又は全部が把握できないと知事が認める場合においては、当該電気の供給の量に、省令第2条第5項第3号に規定する係数を乗じて求めるものとする。 線III 11)や25)や26)や27)や28)や29)や30)や31)や32)や33)や34)や35)や36)や37)や38)や39)や40)や41)や42)や43)や44)や45)や46)や47)や48)や49)や50)や51)や52)や53)や54)や55)や56)や57)や58)や59)や60)や61)や62)や63)や64)や65)や66)や67)や68)や69)や70)や71)や72)や73)や74)や75)や76)や77)や78)や79)や80)や81)や82)や83)や84)や85)や86)や87)や88)や89)や90)や91)や92)や93)や94)や95)や96)や97)や98)や99)や100)や101)や102)や103)や104)や105)や106)や107)や108)や109)や110)や111)や112)や113)や114)や115)や116)や117)や118)や119)や120)や121)や122)や123)や124)や125)や126)や127)や128)や129)や130)や131)や132)や133)や134)や135)や136)や137)や138)や139)や140)や141)や142)や143)や144)や145)や146)や147)や148)や149)や150)や151)や152)や153)や154)や155)や156)や157)や158)や159)や160)や161)や162)や163)や164)や165)や166)や167)や168)や169)や170)や171)や172)や173)や174)や175)や176)や177)や178)や179)や180)や181)や182)や183)や184)や185)や186)や187)や188)や189)や190)や191)や192)や193)や194)や195)や196)や197)や198)や199)や200)や201)や202)や203)や204)や205)や206)や207)や208)や209)や210)や211)や212)や213)や214)や215)や216)や217)や218)や219)や220)や221)や222)や223)や224)や225)や226)や227)や228)や229)や230)や231)や232)や233)や234)や235)や236)や237)や238)や239)や240)や241)や242)や243)や244)や245)や246)や247)や248)や249)や250)や251)や252)や253)や254)や255)や256)や257)や258)や259)や260)や261)や262)や263)や264)や265)や266)や267)や268)や269)や270)や271)や272)や273)や274)や275)や276)や277)や278)や279)や280)や281)や282)や283)や284)や285)や286)や287)や288)や289)や290)や291)や292)や293)や294)や295)や296)や297)や298)や299)や300)や301)や302)や303)や304)や305)や306)や307)や308)や309)や310)や311)や312)や313)や314)や315)や316)や317)や318)や319)や320)や321)や322)や323)や324)や325)や326)や327)や328)や329)や330)や331)や332)や333)や334)や335)や336)や337)や338)や339)や340)や341)や342)や343)や344)や345)や346)や347)や348)や349)や350)や351)や352)や353)や354)や355)や356)や357)や358)や359)や360)や361)や362)や363)や364)や365)や366)や367)や368)や369)や370)や371)や372)や373)や374)や375)や376)や377)や378)や379)や380)や381)や382)や383)や384)や385)や386)や387)や388)や389)や390)や391)や392)や393)や394)や395)や396)や397)や398)や399)や400)や401)や402)や403)や404)や405)や406)や407)や408)や409)や410)や411)や412)や413)や414)や415)や416)や417)や418)や419)や420)や421)や422)や423)や424)や425)や426)や427)や428)や429)や430)や431)や432)や433)や434)や435)や436)や437)や438)や439)や440)や441)や442)や443)や444)や445)や446)や447)や448)や449)や450)や451)や452)や453)や454)や455)や456)や457)や458)や459)や460)や461)や462)や463)や464)や465)や466)や467)や468)や469)や470)や471)や472)や473)や474)や475)や476)や477)や478)や479)や480)や481)や482)や483)や484)や485)や486)や487)や488)や489)や490)や491)や492)や493)や494)や495)や496)や497)や498)や499)や500)や501)や502)や503)や504)や505)や506)や507)や508)や509)や510)や511)や512)や513)や514)や515)や516)や517)や518)や519)や520)や521)や522)や523)や524)や525)や526)や527)や528)や529)や530)や531)や532)や533)や534)や535)や536)や537)や538)や539)や540)や541)や542)や543)や544)や545)や546)や547)や548)や549)や550)や551)や552)や553)や554)や555)や556)や557)や558)や559)や560)や561)や562)や563)や564)や565)や566)や567)や568)や569)や570)や571)や572)や573)や574)や575)や576)や577)や578)や579)や580)や581)や582)や583)や584)や585)や586)や587)や588)や589)や590)や591)や592)や593)や594)や595)や596)や597)や598)や599)や600)や601)や602)や603)や604)や605)や606)や607)や608)や609)や610)や611)や612)や613)や614)や615)や616)や617)や618)や619)や620)や621)や622)や623)や624)や625)や626)や627)や628)や629)や630)や631)や632)や633)や634)や635)や636)や637)や638)や639)や640)や641)や642)や643)や644)や645)や646)や647)や648)や649)や650)や651)や652)や653)や654)や655)や656)や657)や658)や659)や660)や661)や662)や663)や664)や665)や666)や667)や668)や669)や670)や671)や672)や673)や674)や675)や676)や677)や678)や679)や680)や681)や682)や683)や684)や6
---	--

電力相当量をいう。)の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量(単位:千トン) C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量 D 1 (16) ア国内認証排出削減量(ただし、再生可能エネルギー電気に係るものに限る。)及びウ非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量 E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値 Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量等を把握する方法として示されている基礎CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。 (4) 基礎排出係数の算定方法 基礎排出係数は、(3)の方法により算定した基礎CO₂排出量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。 (5) 調整後CO₂排出量の算定方法 調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。 $X = A + (B + C - D) \times E$ この式において、X、A、B、C、D及びEは、次の値を表すものとする。 X 調整後のCO₂排出量(単位:千トン) A (1)の方法により算定した未調整CO₂排出	量(単位:千トン) B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。)の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量(単位:千トン) C 固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源からの調達量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数を乗じて算出したCO₂排出量 D 1 (16)の環境価値量の算定に用いることができるものの量 E 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値 Dは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。 第五 四(一)(見出しを省略。)'(一)(見出しを省略。)'及び三(見出しを省略。)'中「CO₂排出係数」を「基礎排出係数」に改める。 第五 六(四)中「運転開始日」を「運転開始年月」に改める。 第五 八(一)を削り、同(五)中「(8)」を「(9)」に改め、これを同(十)とし、同(三)から同(七)までを一括して繰り上げ、同(一)の次に次のように加える。	(2) 基礎排出係数 (3) 調整後排出係数 第五 一(四)中「並びに京都メカニズム(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)第6条、第12条及び第17条に規定する措置をいう。以下同じ。)の活用による温室効果ガス削減量の確保」を省略。 第五 一(五)中「全電源のCO₂排出係数」を「未調整排出係数」に、 「火力発電のCO₂排出係数」を「基礎排出係数」に、 「調整後CO₂排出係数」を「調整後排出係数」に改める。 第五 一(六)を削り、同(七)中「(8)」を「(9)」に改め、これを同(十)とし、同(一)から同(五)までを一括して繰り上げ、同(一)の次に次のように加える。 (2) 基礎排出係数 (3) 調整後排出係数 第五 一(四)中「京都メカニズムの活用による温室効果ガス削減量の確保」を省略。 第五 一(五)中「(一)(見出しを省略。)'中「CO₂排出量」を「未調整CO₂排出量」に改め、同(七)中「位置、発電規模」'「電気の供給に伴い排出されたCO₂排出量」'「熱効率の実績」を削り、同(一)(見出しを省略。)'中「排出された」の次に「基礎CO₂排出量及び」を加え、同(四)(見出しを省略。)'中「メニユー別調整後CO₂排出係数」を「メニユー別基礎排出係数及びメニユー別調整後排出係数」に改める。 別記第一号様式その一を次のように改める。
---	---	--

第1号様式 その1

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	事業者名	
	代表者役職	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	代表者名	

(2) 事業の概要

発電事業の有無	☐ 有	☐ 無
都内供給区分	☐ 特別高圧	☐ 高圧
	☐ 低圧(電力)	☐ 低圧(電力)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	事業者のHPアドレス	

(3) 担当部署

計画の担当部署	名称	
	連絡先 電話番号 電子メールアドレス	
公表の担当部署	名称	
	連絡先 電話番号 電子メールアドレス	

別記第一号様式その二を次のように改める。

第1号様式 その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間		～	
公表方法	☐ ホームページで公表	アドレス:	
	☐ 窓口での閲覧	閲覧場所:	
		所在地:	
		閲覧可能時間:	
	☐ 冊子(環境報告書等)	冊子名:	
	☐ その他	入手方法:	

2 地球温暖化の対策の取組方針

--

3 地球温暖化の対策の推進体制

--

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たりの)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(基礎排出係数)

項目	当年度のCO ₂ 排出係数	次年度のCO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

(具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方)

--

別記第一号様式その三を次のように改める。

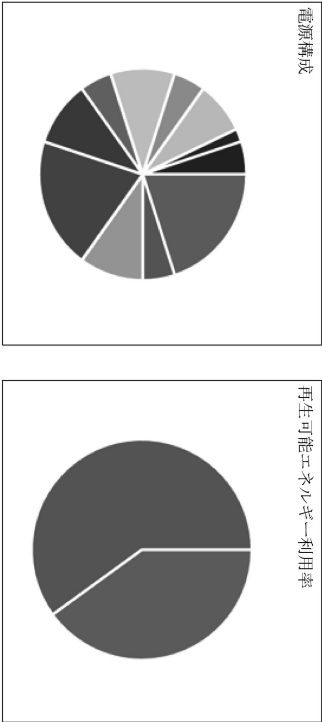
第1号様式 その3

5 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
(2030年度までの再生可能エネルギー利用目標)

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
当年度の計画 における目標値	再生可能エネルギー利用量						
	再生可能エネルギー利用率						
前年度の計画 における目標値	再生可能エネルギー利用量						
	再生可能エネルギー利用率						

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方)

6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等
(1) 電源構成



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

当年度の計画 における目標値	再エネ証書かつ再エネ 電源利用率	
	新設再生可能エネルギー 利用率	

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方)

第1号様式 その3

(3) 供給する電気の属性

	発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種類 (FIT又はFITの認定)	バイオエネ 発電の割合 率	発電規模 (kW)	運転開始 年月
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

第1号様式 その4

7 メニューの多様化に係る措置

メニューごとの再生可能エネルギー利用率等

[illegible]

(多様な再生電力メニューの提供について具体的な措置の考え方)

第2号様式 その1

エネルギー状況報告書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	事業者名	
	代表者役職	
	代表者名	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		

(2) 事業の概要

発電事業の有無	○ 有 ○ 無			
都内供給区分	☐ 特別高圧	☐ 高圧	☐ 低圧(電力)	☐ 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	事業者のHPアドレス			

(3) 担当部署

報告書の 担当部署	名称		
	連絡先	電 話 番 号	
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名称		
	連絡先	電 話 番 号	
		電子メールアドレス	

別記第二号様式その二を次のように改める。

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間		～	
公表方法		アドレス： ☐ ホームページで公表 ☐ 窓口での閲覧 閲覧場所： 所在地： 閲覧可能時間 ☐ 冊子（環境報告書等） 冊子名： 入手方法： ☐ その他	

2 特定エネルギーの供給に伴い、排出された温室効果ガスの量
(単位：千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
未調整CO ₂ 排出量		
基礎CO ₂ 排出量		
調整後CO ₂ 排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い、排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況
(単位：kg-CO₂/kWh)

項目	前々年度	前年度
未調整排出係数		
基礎排出係数		
調整後排出係数		

把握率

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

--

4 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況
再生可能エネルギー利用率及び利用率

項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー (FIT電気)				

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

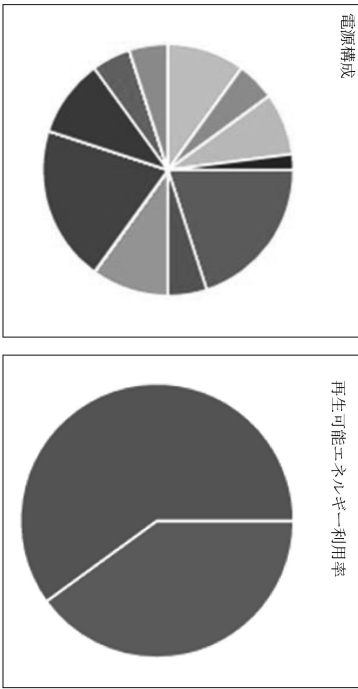
--

別記第二号様式その三を次のように改める。

第2号様式 その3

5 前年度供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

前年度実績	再エネ証書かつ	
	再エネ電源利用率	新設再生可能 エネルギー利用率

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の取組実績等)

--

●東京都告示第七百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号） 第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区北品川三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

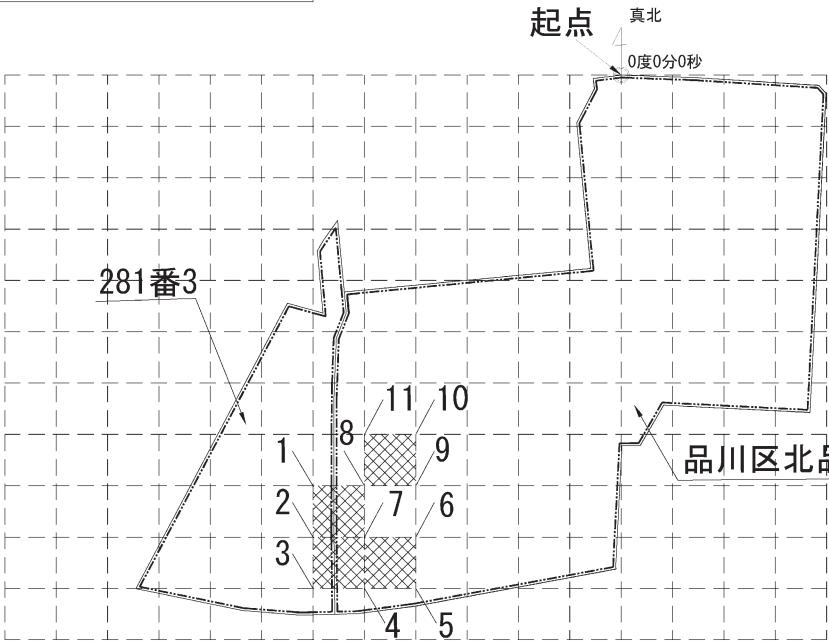
別 図

【格子の回転角度（0度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、座標(X,Y) = (-42501.009, -8647.918)とする。
※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



【凡例】



形質変更時要届出区域

単位区画

—————

調査対象地

筆境界

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-42501.009	-8647.918	6	-42591.009	-8687.918
1	-42581.009	-8707.918	7	-42591.009	-8697.918
2	-42591.009	-8707.918	8	-42581.009	-8697.918
3	-42601.009	-8707.918	9	-42581.009	-8687.918
4	-42601.009	-8697.918	10	-42571.009	-8687.918
5	-42601.009	-8687.918	11	-42571.009	-8697.918

●東京都告示第七百四十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第二項の規定に基づき、クリーニング師の研修を次のように指定する。

令和七年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 研修の主催者の 公益財団法人全国生活衛生営業指導
名称及び所在地 センター
港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催年月 令和七年九月七日
日並びに会場の 日本クリーニングセンター
名称及び所在地 文京区後楽二丁目三番十号

三 受講料 五千円

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和七年七月二十八日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和七年七月二日。ただし、年齢については、同月二十日
登録を行う日 令和七年七月二日

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第五号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

一 供用及び処理開始年月日 令和七年七月五日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
分流式又は合流 合流式
式の別

五 終末処理場の位置 葛飾区小菅一丁目二番一号
置及び名称 小菅水再生センター

別表

区分	町 名	街区符号又は地番
足立区	梅島三丁目	五番及び七番

公 告

参議院（東京都選出）議員選挙における選挙

長の事務を行う場所について

令和七年七月二十八日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

り定めた。

令和七年六月二十七日

東京都選挙管理委員会

一 令和七年七月三日
東京都庁第二本庁舎十階二〇一会議室及び二〇二会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 同月四日以降
東京都選挙管理委員会事務局
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都庁第一本庁舎北塔四十階

参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所について

令和七年七月二十八日任期満了による参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都庁第一本庁舎北塔四十階

参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和七年七月二十八日任期満了による参議院議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和七年六月二十七日

東京都選挙管理委員会

一 令和七年七月三日

二 同月四日以降

東京都庁第二本庁舎十階二
〇六会議室 新宿区西新宿
二丁目八番一号

東京都選挙管理委員会事務
局 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第一本庁
舎北塔四十階

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

